

1 計画策定の目的

鳥獣保護管理法^{※1}に基づき、県内に生息するニホンジカ（以下「シカ」という。）について、生息数の増加及び生息域の拡大を抑制し、農林業及び森林生態系等への被害を最小限に抑えることを目的とする。

※1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

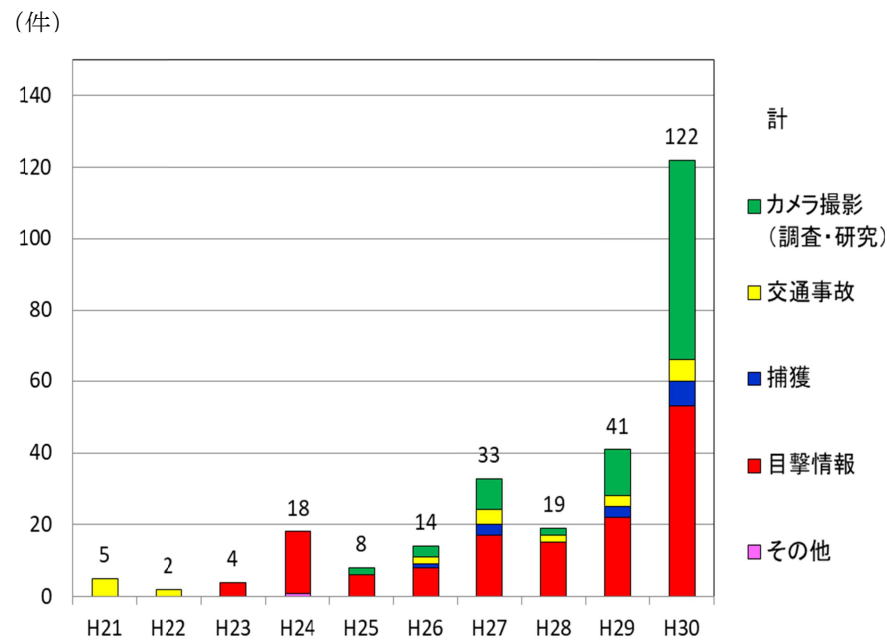
2 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

3 シカの生息状況

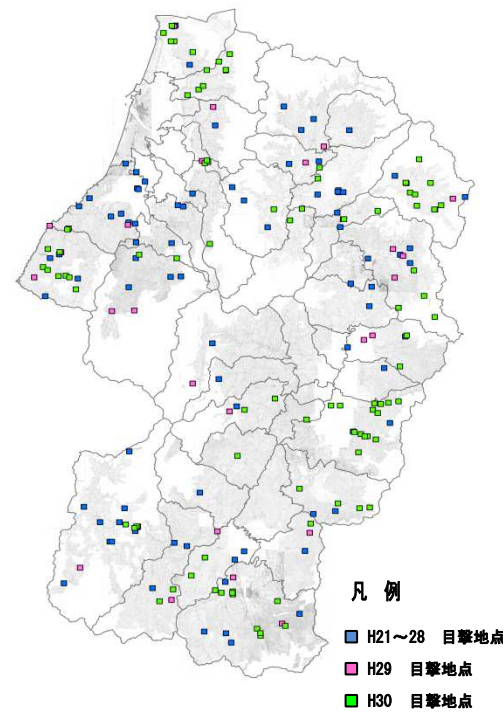
- 本県において、大正中期の記録を最後にシカの生息情報はなく絶滅したものとみられてきたが、平成21年6月に初めて大石田町で交通事故による死亡個体が報告されて以降、目撃件数が徐々に増え、平成30年は122件に増加している。また、これまで他県と隣接する庄内南部、最上東部、北村山、西置賜地域で多く目撃されていたが、庄内北部、東南村山、東置賜でも目撃されるようになってきており、目撃地域がほぼ県内全域に拡大している。
- 目撃個体の構成は、当初はオスの目撃がほとんどであったが、メス及び幼獣の目撃情報が増加傾向にあり、県内での繁殖・定着の可能性が高い状況となっており、今後、生息数が増加し、農林業や森林生態系への深刻な被害を及ぼすことが懸念されている。

シカ目撃件数の推移（H21～30）



（県森林研究研修センター資料）

シカ目撃情報（H21～30）



（県森林研究研修センター資料）

< 参考：鳥獣保護管理法が認める捕獲の種類 >

- 「狩猟」…狩猟期間（11/15～2/15）に限り、狩猟者は許可なく捕獲可能。鳥獣保護区は捕獲禁止。
- 「有害捕獲」…農作物被害等発生の場合に許可を得て市町村等が捕獲。鳥獣保護区でも捕獲可能。
- 「個体数調整」…管理計画に基づく頭数を許可等により県等が捕獲。鳥獣保護区でも捕獲可能。

4 計画の目標と取組み

（1）基本目標

本県において、シカの生息状況を低密度でかつメスの少ない状態（遅滞相^{※2}の段階）に抑え、生息域の拡大及び生息数の増加の抑制を図ることを基本的な目標とし、モニタリング調査及びそれに基づいた捕獲等の管理に取り組むこととする。

※2 爆発的な生息数増加や分布拡大が発生する「増加相」の前段階として、生息数や分布が限られる時期

（2）計画の内容

◆具体的な管理の進め方

シカの被害等の
発現段階に応じ
た取組みの推進

- 【段階①】シカの痕跡の確認
- 【段階②】オスの目撃のみ
- 【段階③】メスの目撃増大（定着のおそれ）

- 【段階④】つがい、幼獣、小さな群れの目撃（繁殖のおそれ）
- 【段階⑤】大きな群れの目撃（被害増大）

モニタリングの実施によるシカの生息状況等の把握

- シカの生息状況や生息域等の概況を把握し、適切な対策を実施していくため、長期的なモニタリングを実施（生息状況、捕獲状況、農林等被害状況、植生被害状況）

生息環境管理の普及

- ・ 被害対策アドバイザー等の専門家によるシカの生態や被害対策を普及【段階①】
- ・ 集落周辺のやぶの刈り払い、放棄果実や野菜くず等の除去、緩衝帯の整備等の推進【段階②】

農作物、森林被害対策の実施

- ・ 国立、国定公園等での植生被害のモニタリング及び保全対策（森林生態系被害対策）【段階②】
- ・ 電気柵等の侵入防止柵設置の推進（農作物被害対策）【段階③】
- ・ スギ等の造林地での侵入防止柵、単木防除資材や忌避剤の導入推進（森林被害対策）【段階③】

捕獲対策の実施

- ・ 狩猟による捕獲圧を確保するため、シカの狩猟期間を延長（毎年11/15～翌年2/15 ⇨翌年3/31）
- 【段階②】
- ・ 市町村は継続的な有害捕獲を実施【段階②】
⇨ 最長1年に捕獲許可期間を延長
- ・ 県はシカの生息数が急激に増加する前に、効率的、計画的な個体数調整を実施【段階③】

生活環境被害対策の実施

- ・ シカによる交通事故等が発生しやすい場所での注意喚起等、道路管理者等の事故防止対策を促進【段階④】

◆具体的な管理目標

農林被害の抑制

現状（H30年度）
1メッシュ（5kmメッシュ）

目標（R6年度）
20メッシュ以下

* 現状のシカによる農林業被害メッシュ数を、計画期末に県内総メッシュ数432の5%以内の20メッシュ以下に抑えることを目標とする。

狩猟等による捕獲圧の確保

現状（H30年度）
狩猟免許所持者数 2,763人

目標（R6年度）
狩猟免許所持者数 3,500人